子ども・子育て支援法施行規則及び内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

第一条　子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第五十条、第五十二条関係） ［一～三　略］ 四　教育・保育等の内容に関する事項 ［イ・ロ　略］ ハ　異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場合における個々の乳幼児の発育及び発達の過程等に応じた適切な支援及び満三歳以上の幼児を保育する場合における集団保育の提供のための配慮等（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業として行われる保育を行う事業者に限る。） ニ　当該報告に係る教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあっては、その旨を含む。） ホ　施設等の利用手続、選考基準その他の利用に関する事項 ヘ　利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況 ト　当該報告に係る教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項 チ　施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等 リ　その他都道府県知事が必要と認める事項 ［五・六　略］	**別表第一**（第五十条、第五十二条関係） ［一～三　同上］ 四　教育・保育等の内容に関する事項 ［イ・ロ　同上］ ［号の細分を加える。］ ハ　［同上］ ニ　［同上］ ホ　［同上］ ヘ　［同上］ ト　［同上］ チ　［同上］ ［五・六　同上］
備考　表中［　］の記載は注記である。	

第二条　内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年内閣府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
（国家戦略特別区域法第二十四条の四の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法第十条第二項の内閣府令で定める方法） **第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二十四条の四の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用又は公報への掲載とする。 （国家戦略特別区域小規模保育事業に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の読替え） **第二条**　法第十二条の四第一項の場合における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	国家戦略特別区域法第二十四条の四の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用又は公報への掲載とする。 ［条を加える。］